

## 第2章 障害統計に関する国連の取組み (中間報告)

小林 昌之

### 【概要】

国連総会の決議や開発目標の議論において、障害統計の重要性は繰り返し主張されているものの、各国の整備は遅々として進んでいないことも指摘されている。本章では、はたして障害統計に関する国際規範が形成されつつあるのか明らかにしたい。そのために、(1) 障害統計の整備は義務化されたか、(2) ワシントン・グループ策定の短縮質問紙セットは国際標準となったか、(3) 障害女性・障害児に関する障害統計・指標はどのように設定されているかという問いを立てて論じる。本年度は1年目の作業として、国連における障害統計に関する取組みの概要ならびに開発アジェンダにおける障害の扱いについて調査し、論点となる課題の抽出を行った。

### 【キーワード】

障害統計 ワシントン・グループ 短縮質問紙セット 障害者権利条約  
持続可能な開発目標 (SDGs)

### はじめに

障害者の問題は、その重要性にかかわらず長らく開発、人権いずれの分野においても周辺化されてきた(小林 2007, 34)。開発分野においては、2000年のミレニアム開発目標においてでさえ当初障害者の問題は考慮されておらず、中間年に向けた評価でようやく議論されはじめた。人権分野においても従来の一般化された人権規範のなかに障害者の人権は実質的に組み込まれなかったといえる。

2006年の障害者権利条約の採択により、障害者に関する規範的な人権基準が明確となって、障害分野においてもようやく権利に基づくアプローチが適用可能となり、障害者の権利主張に新たな法的根拠がもたらされた。障害者の問題がこのように国際法上認知されたことから、各国際機関による権限内での位置づけや取組みが活発化してきているといえよう。こうした背景のもと、従来から繰り返し問題提起されている障害統計整備の必要性が各方面から指摘されている。障害者権利条約も第31条「統計及び資料の収集」において、本条約を実効的なものとするための政策を立案・実施することを可能とする統計資料

および研究資料などの情報の収集を締約国に約束させている。

このように国連総会の決議や開発目標の議論において、障害統計の重要性が繰り返し主張され、障害者権利条約では統計資料の収集にも言及があるが、各国の整備は遅々として進んでいないことも指摘されている。

開発途上国における障害統計については、森(2010)が政府統計による障害者の貧困や生計などの生活実態把握の現状およびフィールド調査による問題点の解明を行っている。また、Altman & Barnartt(2006)は、国際障害分類(ICIDH)から国際生活機能分類(ICF)への移行の意義、障害統計に関するワシントン・グループの創設目的と初期の取り組みなどの国際社会における障害尺度に関する議論ならびに開発途上国の調査事例と方法論上の問題点を簡潔に論じている。本章でもこれらの先行研究を基礎としつつ、はたして障害統計に関する国際規範が形成されつつあるのか明らかにしたい。そのために、(1) 障害統計の整備は義務化されたか、(2) ワシントン・グループ策定の短縮質問紙セットは国際標準となったか、(3) 障害女性・障害児に関する障害統計・指標はどのように設定されているかという問いを立てて論じる。本年度は1年目の作業として、中間報告である本章では、まず国連における障害統計に関する取り組みを概観し、つぎに開発アジェンダにおける障害の扱いについて整理し、論点となる課題の抽出を行った。

## 第1節 国連における障害統計に関する取り組みの変遷

### 1 人権

国連は社会的弱者の人権保障を推進するために対象別に宣言を採択しており、障害者については、1971年に「精神遅滞者の権利に関する宣言」、1975年に「障害者の権利に関する宣言」を採択している。これらの宣言を実現するために国連は1981年を国際障害者年と定め、その具体的行動指針として1982年に「障害者に関する世界行動計画」<sup>1</sup>を採択し、それを推進する期間として「国連障害者の10年」(1983～1992年)が設けられた。

このうち「障害者に関する世界行動計画」は、国連統計局が、国連の他の専門機関や地域委員会などと共に、開発途上国と協力してさまざまな障害に関して、全数調査もしくは標本抽出調査による現実的かつ実際のデータ収集システムを開発し、こうした統計の収集のために家計調査を利用するための技術マニュアルを作成するよう求めている(para.198)。

国連障害者の10年の経験を踏まえ、多数国家の遵守による慣習法化を目論みつつ、1993年に「障害者の機会均等化に関する基準規則」<sup>2</sup>が国連総会で採択された。このうち「規則13：情報と研究」が障害統計について言及する。規則13は、政府は障害者の生活状態に関する情報の収集と普及に責任を有するとし、障害者の生活状態に関する性別の統計や他

の情報を定期的に収集すべきであると定める。これらの情報収集はセンサスや世帯調査と同時にすることが可能であり，情報収集には施策やサービスとそれらの利用に関する質問も含まれるべきであるとする。また，これらをもとにした，障害データバンクの設立も提案されている。

障害統計の整備が締約国の約束であると謳われたのは2006年の障害者権利条約においてである。基準規則を踏まえながら，第31条「統計及び資料の収集」は次のように定めている。

- 1 締約国は，この条約を実効的なものとするための政策を立案し，及び実施することを可能とするための適当な情報（統計資料及び研究資料を含む。）を収集することを約束する。この情報を収集し，及び保持する過程においては，次のことを満たさなければならない。
  - (a) 障害者の秘密の保持及びプライバシーの尊重を確保するため，法令に定める保障措置（資料の保護に関する法令を含む。）を遵守すること。
  - (b) 人権及び基本的自由を保護するための国際的に受け入れられた規範並びに統計の収集及び利用に関する倫理上の原則を遵守すること。
- 2 この条の規定に従って収集された情報は，適宜分類されるものとし，この条約に基づく締約国の義務の履行の評価に役立つために，並びに障害者がその権利を行使する際に直面する障壁を特定し，及び当該障壁に対処するために利用される。
- 3 締約国は，これらの統計の普及について責任を負うものとし，これらの統計が障害者及び他の者にとって利用しやすいことを確保する。

上述の「障害者に関する世界行動計画」に従って作成されたマニュアルのひとつが1996年の「障害プログラムと政策のための統計情報の開発マニュアル」<sup>3</sup>である。本マニュアルは，障害政策やプログラムの実施，モニタリングおよび評価のための統計情報の作成・使用，とりわけ計画の策定と評価における障害統計の利用に焦点が当てられている。1998年に刊行された「人口・住宅センサスのための原則と勧告（改訂第1版）」<sup>4</sup>は改訂にあたって，「障害者の機会均等化に関する基準規則」が求める機会均等プログラムなどの評価やモニタリングのために障害指標は有用であるとして，センサスへ国際障害分類（ICIDH）を考慮した障害統計の組み込みを勧めている。国際生活機能分類（ICF）への変更は2007年の改訂第2版<sup>5</sup>で行われている。一方，2001年に作成された「障害統計の開発のための原則とガイドライン」<sup>6</sup>は「マニュアル」および「人口・住宅センサスのための原則と勧告（改訂第1版）」を基礎としながら，各国で高まっているデータ整備の要求に対する技術的ガイダンスを提供する。センサスやサーベイの一般的なマニュアルではなく，障害者のデータの収集，集計，発信における特殊な問題について取り上げる。ただし，同じ年に，

世界保健機関（WHO）は国際生活機能分類（ICF）を完成し、国際障害分類（ICIDH）から転換することを決めたが、「原則とガイドライン」にはほぼ反映されていない。

## 2 開発

ミレニアム開発目標（MDGs）が当初障害について言及をしていなかったことは、国連事務総長も認識しており、障害者は目標や指標にも含まれず不可視化されていたと報告している（Secretary-General 2012, para.5）。その後、最初の5年レビューを行った2005年の世界サミットにおいて4つのターゲットが加えられた際、そのひとつの「人権と法の支配」のもとで、障害者も差別なしにすべての権利の享受を保障される必要があるとの認識が示された（para.129）<sup>7</sup>。

2008年の国連総会では、障害者の取り扱いの優先度を高くし、国連のプロジェクトへのインクルージョン、とくに「2010年世界人口・住宅センサス計画」に障害者の視点を組み入れるよう決議されたものの<sup>8</sup>、「計画」では明示的に言及されることはなかった。

2009年の国連総会決議「障害者のためのミレニアム開発目標の実現」では、加盟国に、とりわけMDGsの実現に使用可能な、モニタリング、評価、履行を促進するための障害者の状況に関するデータと情報のナレッジベースの作成を提起し、国連事務局には「障害統計の開発のためのガイドラインと原則」、「人口・住居センサスのための原則と勧告」の普及を求めた<sup>9</sup>。

2010年に国連総会は2回目の5年レビューである「約束を遵守すること：ミレニアム開発目標達成のための団結」<sup>10</sup>の決議のなかで「政策と行動は貧困者および障害者を含め最も脆弱な状況下で生活している人々に焦点を当てなければならないことを認識した」と謳う（para.28）。具体的にはMDGsの目標1「極度の貧困と飢餓の撲滅」の完全かつ生産的な雇用およびディーセント・ワークならびに栄養の必要性を満たす特別な取り組みの対象に障害者が加えられた（para.70）。

2011年の国連総会決議「2015年および将来に向けた、障害者のためのミレニアム開発目標の実現」は、MDGsの実現に向けて、加盟国に対して既存の障害統計ガイドラインに従って障害者の状況に関する国のデータと情報を収集・整備するよう提起している<sup>11</sup>。

2012年の事務総長報告「障害者のためのミレニアム開発目標と国際的に合意された開発目標の実現：2015年および将来に向けた、障害インクルーシブな開発アジェンダ」は、とくに障害者の状況を評価するためのインクルーシブなモニタリングと評価の枠組みについて詳述している（Secretary-General 2012）。報告では、国際レベル、国内レベルの両方における障害統計の欠如は問題であることを提起している。国際レベルでは比較可能なデータや統計の欠如がMDGsおよびその他国際的に合意された開発目標の実現に障害者が含まれることを保障し、その達成度をモニタリングすることを妨げているという。また、国

内レベルでは障害統計は開発プログラムの各サイクルで必要不可欠な構成要素であるにもかかわらず、それらを欠いていることを問題視している (para.60)。

こうした状況から、報告は、次期センサスのラウンド (2015-2024) のための準備を行う際に、最低限、障害統計に関するワシントン・グループが勧告する6つの質問からなる短縮質問紙セットを含めることを強く奨励している。さらに、既存の国の各種サーベイ、例えば家計、健康、労働力サーベイなどにおいて障害に関する質問事項を組み込むことを勧告している (para.64)。なお、上記を実行するにあたって、「人口・住宅センサスに関する原則及び勧告 (改訂第2版)」、「障害統計の開発のためのガイドラインと原則」、国連統計委員会によって承認された障害統計の研究と方法、ICFの「活動と参加」に直接対応する概念枠組みに基づく WHODAS2.0 のような最近改訂されたツールを使用することを推奨している (para.65)。

2013年に開催された「障害者のためのミレニアム開発目標およびその他国際的に合意された開発目標の実現:2015年および将来に向けた、障害インクルーシブな開発アジェンダ」に関する国連総会ハイレベル会合の成果文書は<sup>12</sup>、障害者は開発の行為主体であり、かつ裨益者であることを再確認したうえで、次の行動をとることが喫緊であると訴えた。すなわち、開発政策の計画、実施、評価のための障害データの収集、分析、モニタリングを改善し、地域的な背景を考慮し、必要に応じて、適切なメカニズムをとおして関連データと統計を、統計委員会を含め国連システムの関連部局と共有し、障害に関する情報を含め、性別と年齢に分解した国際的に比較可能なデータと統計の必要性を強調することが求められた (4.(i))。

2015年の国連経済社会理事会は「2020年世界人口・住宅センサス計画」において、障害者の状況を評価するための指標と統計を組み込んだ調査設計案を提起した<sup>13</sup>。このなかで従来2010年世界人口・住宅センサス計画では言及がなかった障害者は、女性、子供、青年、高齢者および移民などの特別な人口グループのひとつとして明記された。

### 3 小結

国連事務総長の報告では、ワシントン・グループの短縮質問紙セットを推奨しつつ、その他のガイドラインの使用についても言及している。ワシントン・グループの作業が進行中であることも一因であるが、国連組織内での調整が十分とれていないことも読み取れる。なお、報告は、障害者の機会均等の進捗にベンチマークを設け、障害指標がポスト2015年の開発枠組みの目標やターゲットのモニタリングと評価に組み込まれることを後押しするために「障害と開発に関する国連グローバルレポート」を刊行することを提案しており、定期的な刊行が実現すれば各国の障害統計整備に向けた一定の圧力となると考えられる。

## 第2節 障害統計に関するワシントン・グループ

### 1 ワシントン・グループ

障害統計に関するワシントン・グループ<sup>14</sup>は、障害データの収集に関して国際的に合意できる標準的な手法を推進するために、国連統計委員会のもとで設立されたシティーグループ<sup>15</sup>のひとつである。ワシントン・グループの主目的は、健康統計の分野におけるセンサスおよび国の調査に適する障害尺度に関して国際的な調整・開発を行うことにある。障害者に対する機会均等の評価という課題を扱うために、まずは機能に関する短縮質問紙セットが開発された（UNDESA & UNESCO 2014, 6）。短縮質問紙セットはWHOのICFに基づき、収集したデータを障害で分解することを可能とする6つの機能領域（見る、聴く、歩く、認知、セルフケア、コミュニケーション）を有する。ただし、開発されている短縮質問紙セットは、国連障害者権利条約のように障害を環境との関係においてのみ完全に理解できるとする広い障害の定義を意図せず、また障害を「測定」する意図も有していないとされる。ワシントン・グループの質問は、ICFに従って人間の機能の程度を反映し、人間機能の特徴の短縮質問紙セットに基づいて、センサスや調査においてデモグラフィック<sup>16</sup>を作成することに貢献することを目的としており、これ以外に短い環境尺度の開発の必要性が残されているとされる（UNDESA & UNESCO 2014, 6）。

### 2 その他の障害者データ収集・開発の動き

その他の国際機関も独自に障害データの収集と開発を行っている。代表的なものとしては、WHOと世界銀行が開発しているモデル障害調査（Model Disability Surveys, MDS）やUNICEFが子供の詳細情報収集を目的として開発したマルチ指標クラスター調査（Multiple Indicator Cluster Surveys, MICS）などがある。

MDSは、障害者の生活に関する詳細な情報を提供する一般的人口サーベイであるとされる（WHO & WB n.d.）。MDSは、WHOと世銀のほか、ワシントン・グループ、ノルウェー統計局、国際障害同盟（IDA）など多くのステークホルダーを巻き込み、かつ既存の179の障害サーベイの質問を分析し、ICFとの適合性を考慮しながら作成されたとされる。MDSは障害者権利条約第31条に応えるために設計され、障害を個人の健康や機能障害に焦点を当てるのではなく、個人と健康状態やさまざまな環境と個人の要因との相互作用の結果と捉える。こうした考えに基づき、障害のすべての局面のデータ、例えば、機能障害、活動制約、参加制限、関連健康状況および環境要因などを提供することを目的とする。MDSは、障害者が「他者との平等に基づいて」扱われるという条約の要求に応えるために、障害者と非障害者の参加および排除の割合を比較するべく、人口調査のなかで使

用されるよう設計されようとしている (UNDESA & UNESCO 2014, 7)。

### 3 障害データ・統計に関する国連専門家会合

2014年に行われた障害データ・統計に関する国連専門家会合では、ワシントン・グループの短縮質問紙セットも含めた方法論に関する包括的な議論は将来の専門家会合でなされるべきであるとしつつ、当面は、直近の持続可能な開発目標 (SDGs) の目標および指標で必要なデータの収集のためにワシントン・グループの短縮質問紙セットの使用を勧告した (UNDESA & UNESCO 2014, 7)。そして障害データの国際的な比較、分析、報告のために次の2点の包括的勧告を提示した (UNDESA & UNESCO 2014, 10)。第一に、国の統計局、政府省庁、国連機関が実施または資金提供しているセンサスならびに定期サーベイにワシントン・グループの短縮質問紙セットを含めること。これによって、障害者権利条約をモニターするのに必要なデータが提供され、ポスト 2015 年の開発目標の進捗においても障害者の状態が独立して集計されモニター可能となること。第二に、共通枠組みを採用し、異なる種類のデータ収集アプローチがワシントン・グループの短縮質問紙セットを組み込みこみ、調査モジュールがワシントン・グループの拡大質問紙セットを使用することで、国横断的に比較可能なデータを改善すること。このために、MDS や MICS など新しく開発されている方法論はその調査手法のなかにおいて、ワシントン・グループの短縮質問紙セットおよび拡大質問紙セットの統合を補足するために使用されるべきであるとした。

### 4 小結

障害データ・統計に関する国連専門家会合では、将来の議論を待つとしながらも、SDGs の目標および指標で必要なデータの収集のためにワシントン・グループの短縮質問紙セットの使用を勧告した。また、MDS や MICS に言及しつつも、一方でそれらはワシントン・グループの短縮質問紙セットおよび拡大質問紙セットの統合を補足するために使用されるべきであると勧告している。したがって、統計手法などの開発目的はそれぞれ異なるはずであるものの、障害データに関しては、ワシントン・グループの取り組み成果に収斂させていこうとする姿勢が示唆される。

## 第3節 開発アジェンダにおける障害

### 1 障害統計

ミレニアム開発目標 (MDGs) では障害は組み込まれなかったが、持続的な開発目標 (SDGs) では当初から障害が包含され、7箇所で言及があった。明示的に掲げられた目標にはそれを直接測るための指標を設定することが求められ、後述する5つの目標のそれぞれに対応する障害指標も必要とされた (UNDESA & WHO 2015)。統計の必要性について SDGs は次のように論じている<sup>17</sup>。

SDGs のアジェンダを達成するための指標は、そのフォローアップ活動を支援するために整備される。誰も取り残さないことの進捗を測定するためには、高品質で、アクセス可能かつ時宜を得た、細分化されたデータが必要である。このようなデータは、政策決定の鍵となる。現存する報告メカニズムからのデータと情報は、可能な限り活用されるべきである。進捗を測定するために、GDP 指標を補完する、より包括的な手法を開発する (para.48)。

データ収集のための能力構築に関連して、いくつかのターゲットについては、基準データが入手困難であるということ認識し、いまだ確立されていない国およびグローバルな基準データを整備するため、加盟国レベルでの能力構築およびデータ収集強化の支援の必要性が強調された (para.57)。

そして、目標 17「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」は、「データ、モニタリング、説明責任」について次のように定めた。

17.18 2020年までに、後発開発途上国および小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置およびその他各国事情に関連する特性別の質が高く、適時かつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。

17.19 2030年までに、持続可能な開発の進捗をはかる GDP 以外の尺度を開発する既存の取り組みを更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

また、アジェンダ実施に対するフォローアップ・レビューの実施原則において、統計・データについて再度言及し、レビューは、各国主導で行われる評価やデータに基づき、正確で根拠に基づくべきであることを謳っている。ここでも、各国が行う評価やデータは、高品質で、アクセス可能、時宜を得た、細分化されたデータに基づくものであり、具体的には、収入、性別、年齢、人種、民族的属性、移住者の法律上の地位、障害、地理的属性およびその他各々の国内での状況に関連する特徴などを踏まえたデータであるべきとした (para.74.g.)。さらに、目標とターゲットは、グローバルな指標によってフォローアップされ、これらは国レベルやグローバルな基準データの欠如を埋める取り組みと共に、各国や地域レベルで策定される指標によって補完されるものとした (para.75)。



## 2 障害指標

2015年にSDGsでは、持続可能な開発のための17の目標（goals）および169のターゲット（targets）が策定され、MDGsを基盤としながら、MDGsが達成できなかった目標を完成することを企図した。そのなか、とくにすべての人に対する人権の実現ならびにジェンダー平等とすべての女性と少女のエンパワメントが明示された<sup>18</sup>。

MDGsでは後付けで目標の中に障害を含めることが勧告されたが、SDGsでは当初から包含された。障害者が明示的に記されている目標は5つある。明示的に掲げられた目標にはそれを直接測るための指標を設定することが求められ、したがって、5つの目標のそれぞれに対応する障害指標も必要とされた（UNDESA & WHO 2015）。なお、障害を明示的に記している目標以外に、少なくとも名目的に障害は「脆弱者層」や「差別」に言及する目標や「全体」目標にも含まれていることになっている<sup>19</sup>。障害者が明示された5つの目標のターゲットおよび指標は次のとおりである。

教育（目標4）の機会平等については「2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民および脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする」（4.5）と定め、障害者の可視化を促している。提案されている指標は下記のとおりである（UN, IDA & IDDC n.d. ; 以下、同じ）。

- ・ 初等・中等教育学校における障害児の純出席率
- ・ 特別支援ニーズがある生徒を教育するための現任教育を過去12カ月に受けた現役教員の割合

教育（目標4）へのアクセシビリティについては「子ども、障害およびジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする」（4.a）ことが定められた。その指標は次のとおり。

- ・ 障害児のために改修された施設や材料を有する学校の割合

雇用（目標8）の機会均等については「2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性および女性の、完全かつ生産的な雇用および働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する」（8.5）と定められ、次の指標が提案されている。

- ・ 障害者と非障害者に分解した失業率

不平等の是正(目標10)として「2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況にかかわらず、すべての人々の能力強化および社会的、経済的および政治的な包含を促進する」(10.2)ことが定められ、下記のとおり複数の指標が予定されているが、これに加えてさらに政治的な平等をはかる指標の必要性が主張されている。

- ・ 公共機関(国および地方の立法府、公共サービス、司法府)の職員における障害者の割合
- ・ 障害によって分解された有権者年齢人口における投票者数の割合
- ・ ウェブ・コンテンツのアクセシビリティに関するISO/IEC 40500:2012を満たす政府ウェブサイトの割合
- ・ 障害者と非障害者に分解した携帯電話所有人口の割合
- ・ 障害者と非障害者に分解したインターネットへのアクセスを有する障害者人口の割合

住居・交通(目標11)へのアクセシビリティについては「2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者および高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する」(11.2)ことが定められた。その指標は次のとおり。

- ・ 障害者のアクセシビリティに関する最低限の国家基準を満たす公共交通車両の割合

住居・交通(目標11)へのアクセシビリティについて、同様に、「2030年までに、女性、子ども、高齢者および障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する」(11.7)ことが明示的に記されており、指標では既存のISO標準などが準拠の基準とされるべきことが提案されている。

- ・ 建築環境のアクセシビリティとユーザビリティに関するISO 21542:2011基準を満たす公共建築物の割合
- ・ 障害者の最低限の国家基準を満たす公共緑地(公園および娯楽施設)の割合

なお、持続可能な開発(目標17)の17.18「データ、モニタリング、説明責任」については、「2020年までに、後発開発途上国および小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置

およびその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる」ことが謳われており、ここでも障害統計の整備の必要性がとかれている。そのための指標は次のとおり。

- ・ *障害関連指標および SDG 枠組を障害で分解した集計のためのすべてのデータを有する、過去5年における、国の百分率*

### 3 小結

国際的な開発目標である SDGs に明示的に障害への言及があったものの、開発における障害者の状況の全体像を把握するためには各目標のなかで障害者が非障害者と分解された非集計型データとして整備される必要がある。しかしながら、障害者が明示的に取り出されて文書化されたもの以外は、従来であれば全体のなかに埋没させられるおそれがあり、障害統計の整備状況そのものを測ろうと企図する 17.18 の指標がもたらす効果が注目される。

### おわりに

WHO など長らく医療や疾病という観点から障害統計を扱ってきた機関との調整は残るものの、障害統計やデータに関してはワシントン・グループの取り組みの成果が基準となることは間違いない。現在、ワシントン・グループは現段階の取り組みを総括する報告書を作成中であり、最終報告書ではそうした動向も含めて検討していきたい。SDGs では明示的に障害への言及があるものの、それ以外の項目ではなお全体のなかに埋没させられるおそれがあり、障害統計の整備状況そのものをひとつの指標としていることが注目される。これに関して、2015年の国連総会決議 69/142「ミレニアム開発目標および2015年および将来に向けて障害者のために国際的に合意されたその他の開発目標を実現する」<sup>20</sup>は、加盟国、とくに開発途上国が障害者に関する国のデータと統計を収集・編纂し、ミレニアム開発目標や障害者に関して国際的に合意された開発目標を実現するために利用するために支援するよう国連システムに要請している (para.14)。さらに、国連事務局に、「障害者に関する国の政策、プログラム、ベストプラクティスおよび入手可能な統計を集めて分析し、関連する国際的に合意された開発目標および障害者権利条約の規定に対する取り組みの進展を反映した」報告を提出するよう指示し (para.21b)、「障害と開発に関する国連グローバルレポート」の発行に向けた動きが進んでいる。国連が障害統計・データを不可欠とする報告書を定期的に刊行することは、障害統計整備の促進に影響を与えるものとなるであろう。

[注] \_\_\_\_\_

- <sup>1</sup> “World Programme of Action concerning Disabled Persons,” A/RES/37/52, 3 December 1982.
- <sup>2</sup> “Standard Rules on the Equalization of Opportunities for Persons with Disabilities,” A/RES/48/96, 20 December 1993.
- <sup>3</sup> “Manual for the Development of Statistical Information for Disability Programmes and Policies,” ST/ESA/STAT/SER.Y/8, United Nations 1996.
- <sup>4</sup> “Principles and Recommendations for Population and Housing Censuses, Revision 1,” ST/ESA/STAT/SER.M/67/Rev.1, United Nations, 1997.なお、初版は1980年 (ST/ESA/STAT/SER.M/67)。
- <sup>5</sup> 改訂第2版 (ST/ESA/STAT/SER.M/67/Rev.2) なお、改訂第3版ではワシントン・グループの短縮質問紙セットなどの成果が組み込まれる予定である。
- <sup>6</sup> “Guidelines and Principles for the Development of Disability Statistics,” ST/ESA/STAT/SER.Y/10, United Nations, 2001.
- <sup>7</sup> “2005 World Summit Outcome,” A/RES/60/1, 24 October 2005.
- <sup>8</sup> “Realizing the Millennium Development Goals for persons with disabilities through the implementation of the World Programme of Action concerning Disabled Persons and the Convention on the Rights of Persons with Disabilities”, A/RES/63/150, 18 December 2008.
- <sup>9</sup> “Realizing the Millennium Development Goals for persons with disabilities,” A/RES/64/131, 3 February 2010.
- <sup>10</sup> “Keeping the promise: united to achieve the Millennium Development Goals,” A/RES/65/1, 19 October 2010.
- <sup>11</sup> “Realizing the Millennium Development Goals for persons with disabilities towards 2015 and beyond,” A/RES/65/186.
- <sup>12</sup> “Outcome document of the high-level meeting of the General Assembly on the realization of the Millennium Development Goals and other internationally agreed development goals for persons with disabilities: the way forward, a disability-inclusive development agenda towards 2015 and beyond,” A/RES/68/3, 28 January 2014.
- <sup>13</sup> “2020 World Population and Housing Census Programme” E/CN.3/2015/6, 15 December 2014.
- <sup>14</sup> ワシントン・グループの議論については最終報告で詳述する予定である。なお、ワシントン・グループが討議した内容については国連統計委員会

(<http://unstats.un.org/unsd/methods/citygroup/washington.htm>) ならびにワシントン・グループの事務局を担当するアメリカ疾病管理予防センター

([http://www.cdc.gov/nchs/washington\\_group.htm](http://www.cdc.gov/nchs/washington_group.htm)) のウェブサイトで公開されている。

<sup>15</sup> 国連統計局のもとで活動する、特定分野の統計手法などの課題を議論する非公式な国家統計当局等の専門家による集まり。

<sup>16</sup> 対象者属性, 人口統計。

<sup>17</sup> “Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development,” A/RES/70/1, 21 October 2015.

<sup>18</sup> “Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development,” A/RES/70/1, 21 October 2015.

<sup>19</sup> 脆弱な状況下の人々に対する目標として、「1.3 社会的保護」, 「1.4 基礎サービス」, 「1.5 災害に対する抵抗力」, 「2.1 飢餓」, 「6.2 衛生」, 「11.5 災害の影響力の減少」がある。また, 差別禁止に言及する目標として「10.3 機会均等」と「16b 差別禁止」もとくに障害者にかかわる。

<sup>20</sup> “Realizing the Millennium Development Goals and other internationally agreed development goals for persons with disabilities towards 2015 and beyond,” 69/142, 22 January 2015.

#### [参考文献]

〈日本語文献〉

小林昌之 2007. 「『法と開発』研究における障害者問題」 『アジ研ワールド・トレンド』第143号, 2007年

森壮也編 2010. 『途上国障害者の貧困削減－かれらはどう生計を営んでいるのか』岩波書店。

吉田仁美 2013. 「障害ジェンダー統計（その2）国際的な取組から」『NWEC 男女共同参画統計ニュースレター』No.11（2013年2月22日）。

〈英語文献〉

Altman, Barbara M. & Sharon N. Barnartt eds. 2006. International Views on Disability Measures: Moving toward Comparative Measurement, Amsterdam: JAI press.

- Secretary-General 2012. “Realization of the Millennium Development Goals and internationally agreed development goals for persons with disabilities: a disability-inclusive development agenda towards 2015 and beyond,” (Report of the Secretary-General), A/67/211, 30 July 2012.
- UNDESA 2010. “Strategic Action towards Inclusive Development: Disability, Human Rights and Statistics,” United Nations, at [http://www.un.org/disabilities/documents/reports/strategic\\_action\\_2010.doc](http://www.un.org/disabilities/documents/reports/strategic_action_2010.doc) (2016年2月1日アクセス)。
- UNDESA & UNESCO 2014. “United Nations Expert Group Meeting on Disability Data and Statistics, Monitoring and Evaluation: The Way Forward—a Disability-Inclusive Agenda Towards 2015 and Beyond, Paris, France (8-10 July 2014) Report,” at [http://www.un.org/disabilities/documents/egm2014/EGM\\_FINAL\\_08102014.pdf](http://www.un.org/disabilities/documents/egm2014/EGM_FINAL_08102014.pdf) (2016年2月1日アクセス)。
- UNDESA & WHO 2015. “Disability indicators for the SDGs,” 16 October 2015, at [http://www.un.org/disabilities/documents/disability\\_indicators\\_oct2015.docx](http://www.un.org/disabilities/documents/disability_indicators_oct2015.docx) (2016年2月1日アクセス)。
- United Nations, International Disability Alliance & International Disability and Development Consortium (UN, IDA & IDDC) n.d. “Disability Indicators: SDG Advocacy Toolkit,” at [http://iddcconsortium.net/sites/default/files/resources-tools/files/disability\\_indicators\\_advocacy\\_toolkit.pdf](http://iddcconsortium.net/sites/default/files/resources-tools/files/disability_indicators_advocacy_toolkit.pdf) (2016年2月1日アクセス)。
- WHO & World Bank (WHO & WB) n.d. “Model Disability Survey: Providing evidence for accountability and decision-making,” at [http://www.who.int/disabilities/data/mds\\_v4.pdf](http://www.who.int/disabilities/data/mds_v4.pdf) (2016年2月1日アクセス)。